

議員提出第1号

重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和3年3月19日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 岩田 京子

〃 飯島 正義

吉川市議会議長 加藤 克明 様

提案理由 口頭

重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

埼玉県議会の平成30年12月定例会で、「精神障害者保健福祉手帳2級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象とするよう求める請願」が採択されました。

重度心身障害者医療費助成制度は、障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、県と市町村で助成する制度です。

「重度心身障害者医療費助成制度」の対象者は、身体障害者手帳は1～3級、知的障害は療育手帳マルA、A、Bとされていますが、精神障害は精神障害者保健福祉手帳1級のみが対象とされ、精神障害2級は対象外です。また、精神障害1級でも精神病床への入院費用は対象外とされています。

精神障がいは見た目には分かりにくく、仕事や勉強や家庭生活が思うようにできない「生きづらさ」を抱えています。安定した生活を送るためには長期にわたって薬を服用し続けることが大事です。また症状が治まっても再発のリスクがあります。

精神保健福祉手帳2級所持者の多くは、安定して働き続けることが困難で、経済的に困窮している世帯が多いのが現状です。また当事者の家族も高齢化し、医療費の負担も重くのしかかっています。命を守る施策として、以下の2点を強く要望します。

1. 精神障害者保健福祉手帳2級所持者を、『重度心身障害者医療費助成制度』の対象に拡大すること。
2. 精神科病床への入院も、『重度心身障害者医療費助成制度』の対象に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月19日

埼玉県吉川市議会

提出先

埼玉県知事